
カエル！ジャパン通信 Vol.187 令和4年5月10日

発行：内閣府 仕事と生活の調和推進室

<<<今号の目次>>>

1. はじめに

仕事と生活の調和推進のための調査研究～仕事と子育ての両立を阻害する慣行等調査～

2. 最新情報

《お知らせ》 2件

《地方公共団体等の動き》 13件

3. コラム

ワーク・ライフ・バランスを重視して転職する若者たち

■□■ 1. はじめに ■□■

仕事と子育ての両立を阻害する慣行等調査

内閣府男女共同参画局

内閣府男女共同参画局では、仕事と子育て等の両立を阻害したり、父親の育児参画を阻む身近な慣行等について調査を実施いたしました。

本調査はVol.186（令和4年3月22日）で速報として一部を御紹介しましたが、より詳細な結果を改めてお知らせいたします。

◆調査概要

本調査では、「個人オンライン調査」と「意見募集」を実施しました。両調査とも、「幼稚園・保育園・認定こども園等」、「小学校・学童保育等」、「習い事・課外教室等」、「地域・外出先」、「家庭（炊事・洗濯・掃除等）」、「その他行事」という6つの場面ごとの子育てに関する困りごと等を尋ねました。

「個人オンライン調査」では小学生以下の子供を持つ20歳から49歳までの方2,166人（男性1,057人、女性1,105人、その他4人）から、「意見募集」では一般個人の方5,640人（男性236人、女性5,334人、その他70人）から回答がありました。

◆困りごとの有無

「個人オンライン調査」では、困りごとが『ある（よくある、ときどきある）』と回答した割合は「地域・外出先」がもっとも高く（52.5%）、「習い事・課外教室等」を除き他の場面でも5割前後となりました。

「意見募集」では、困りごとの記入があった割合は、「幼稚園・保育園・認定こども園等」が89.8%でもっとも高く、次に「地域・外出先」84.5%が続きました。

◆場面ごとの主な困りごと

【幼稚園・保育園・認定こども園等】

・入園申込手続き等で同じ内容を何度も手書きで書く、オンライン手続きが出来るようにしてほしい

- ・保育園指定用品が多く、準備が手間
- ・おむつやビニール袋まで記名
- ・行事が平日で参加できない
- ・保護者会等の役員は母親が前提

【地域・外出先】

- ・エレベーターの数が少なく、ベビーカーでの移動が困難
- ・公共施設・商業施設において男性用トイレにおむつ替え台やベビーチェアがない
- ・離乳食の持ち込みを認めているレストランが少ない
- ・電車等の公共の場で、子育てに対する理解がない

【家庭（炊事・洗濯・掃除等）】

- ・離乳食の手作り神話をやめてほしい
- ・女性が家事をやるものという意識が根付いている
- ・家事代行サービスは高額で日常的に使えない

【小学校・学童保育等】

- ・給食当番のスモックや帽子を自宅での洗濯、アイロンがけが負担
- ・PTAや学校行事に参加するのは母親ばかり
- ・登校時の見守り当番は外注してほしい
- ・現金集金はキャッシュレス対応にすべき

【習い事・課外教室等】

- ・少年野球等で、父親はコーチ、母親はお茶出し等といった性別による分担がある

【その他行事等】

- ・乳幼児健診の日程が平日固定で変更できない
- ・問診票に毎回、同じ内容を書く
- ・お便りの宛先が「お母さんへ」となっている等、仕組みや制度、慣習が旧態依然のまま

内閣府では、この調査結果を踏まえて必要な対応策を検討したうえで、関係省庁と連携して、男女共同参画を進めるために必要な取組を進めていくこととしています。

■□■ 2. 最新情報 ■□■

《お知らせ》

【厚生労働省】

●改正育児・介護休業法が施行されました。

育児・介護休業法が改正され、以下のとおり3段階で施行されます。企業の皆さまは導入準備等をお願いします。

・施行時期

令和4年4月1日 雇用環境整備や個別周知・意向確認の措置の義務化等

令和4年10月1日 産後パパ育休（出生時育児休業制度）の創設等

令和5年4月1日 育児休業取得状況の公表の義務化（従業員1,000人超企業対象）

・改正ポイント

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

・「育児・介護休業法」の詳細

育児・介護休業法について（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

・（ご参考）イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

【経済産業省】

フェムテックを活用して、働く女性の健康をサポートし就業継続を支える仕組み作りを応援します！

→働く女性の妊娠・出産・更年期等ライフイベントに起因する望まない離職等を防ぎ、企業の人材多様性を高めることを目指す、令和4年度「フェムテック等サポートサービス実証事業費補助金」の実証事業者（間接補助事業者）の公募を開始いたしました。

この補助金は、フェムテック等の製品・サービスを活用し、フェムテック企業、導入企業、医療機関、自治体等が、個別に、または連携して実施する、妊娠・出産等のライフイベントと仕事との両立、女性特有の健康課題解決等により、働く女性が能力を最大限発揮し、いきいきと活躍することを目的とする事業の費用について一部補助を行います。

・公募スケジュール

公募開始：2022年4月13日（水）

公募説明会：2022年4月19日（火）13～14時@オンライン

公募締切：2022年5月11日（水）12時

・申込方法

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/femtech-public-offer04.html>

《地方公共団体の動き》

【秋田県】

令和4年度「起業支援事業費補助金（女性・若者応援枠）」について

→秋田県内で新規起業を目指している女性や若者を対象に、起業に必要な経費の一部を最大100万円、Aターン・移住者の場合は最大150万円まで助成します。

補助対象者

次の項目全てに該当する方が対象となります。

- ・新たに起業する方、又は応募日から起算して起業後12か月以内の方
- ・女性、又は応募日時点で40歳未満であること
- ・起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
- ・暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- ・その他知事が定める事項に該当しないこと（詳細は、窓口にてご確認ください。）

受付窓口：お近くの商工会、商工会議所

応募期間：第1回募集：令和4年4月1日（金）～令和4年6月10日（金）

※ただし、事業の実施状況により第2回募集を行う場合があります。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41377>

【茨城県】

「働き方改革優良（推進）認定企業」募集中です

→茨城県では、全ての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組む企業、取組が優れた企業を認定する制度を創設しました。

認定を受けた企業に対しては、人材を確保しやすい環境となるよう、県が支援いたします。

多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組む、働き方改革優良企業の認定を目指しましょう。

対象となる要件

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所を置く企業（個人、団体を含む）であること。
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること。
- ・労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。
- ・申請日から過去2年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事

実がない者であること。

・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

・企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

・茨城県税に未納がない者であること。

申請方法：申請書類を作成の上、御提出ください。書類の提出後、電話にてヒアリングを実施します。

提出先：メール rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉担当宛

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

【群馬県】

群馬県男女共同参画データブックの改訂（令和 4 年 3 月）

→本データブックは、政策、方針決定過程や就業、ワーク・ライフ・バランスなど、各分野における群馬県に関する統計データを男女共同参画の視点で収集し、男女間における意識の偏り、格差や差別の現状などの把握を目的としています。

なお本書は、ぐんま男女共同参画センターと「性別の社会科学 ARG」の協働作業により平成 23 年度に作成したものを、直近のデータに基づいて当センターが改訂したものです。

<https://www.pref.gunma.jp/04/p03100040.html>

【群馬県】みどり市

みどり市男女共同参画講座「パパのためのオンライン料理教室」

→男女共同参画をより身近なものとして実感していただき、男性の家事・育児参加を促進するため「パパのためのオンライン料理教室」を配信しました！（YouTube 動画配信）

おうち時間が増えているこの機会に、お子さんと一緒にお料理にチャレンジしてみたいかがでしょうか。※視聴にお申込みは不要です。

<https://www.youtube.com/watch?v=QludIZkiIL4>

「YouTube みどり市広報チャンネル」

<https://www.youtube.com/channel/UCFmEMrb5U2A9qeczUsYfmSg>

【東京都】

テレワークに関する実態調査の結果をお知らせします！

→東京都では、感染症の拡大防止と経済活動の両立に向け、テレワークの促進・定着に向けた取組を推進しています。

この度、テレワークに関する実態調査（基準日：令和3年10月31日）を実施しましたので、結果についてお知らせいたします。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/04/01/16.html>

調査結果の概要

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/04/01/documents/16.pdf>

【富山県】

令和4年度「とやま女性活躍企業」認定制度の募集について

→県では、企業の成長とウェルビーイング（真の幸せ）の実現に向けて、女性が活躍する県内企業等を県が認定し、公表する新たな制度を創設しました。

中小企業等において女性が活躍しやすい職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と優秀な人材確保を支援します。この度、第1回認定となる令和4年度の認定企業を募集します。

認定基準

- (1)女性活躍推進法で定める一般事業主行動計画を策定・届出、公表していること
- (2)女性の活躍推進に向けた取組を行っており、提示する基準を全て満たしていること
- (3)決算額が直近3事業年度のうち1事業年度以上黒字になっていること
- (4)男女共同参画チーフ・オフィサーを設置していること
- (5)重大な労働関係法規に違反していないこと
- (6)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと
- (7)県の研修を受講した社会保険労務士等による確認を受けていること

提出期限・提出先

令和4年6月30日（木）までに下記まで申請書類を御提出ください。（消印有効）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 知事政策局働き方改革・女性活躍推進室 宛

<https://www.pref.toyama.jp/101703/20220328.html>

【静岡県】

静岡県男女共同参画の状況を1冊に凝縮「令和3年度静岡県男女共同参画白書」

→本白書は、静岡県男女共同参画推進条例に基づく年次報告書であり、静岡県の男女共同参画の状況や施策の実施状況などを公表しています。本県の男女共同参画の状況を多くのデータ等から概観し、現状や課題を客観的に把握できます。

《冊子の配布について》

冊子は、県男女共同参画課で配布しています。

配布部数に限りがあります。

送付を希望される場合は、切手（1冊の場合390円）を貼った返信用封筒を県男女共同参画課宛てに郵送してください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/r2/r3hakusyo.html>

【滋賀県】

男女共同参画情報誌「G-NET しが」vol.42 最新号発行しました

→男女共同参画センターでは男女共同参画についての様々な情報を満載した情報誌「G-NET しが」を発行し、県内の行政機関・学校・図書館・公民館等に配布しています。情報誌最新号やバックナンバー等を、お手元のパソコンから閲覧・印刷することもできます。情報誌のお求めや、内容に関するお問合せは、同センターまでお気軽に御連絡ください。その他、男女共同参画に関する研修や学習に活用していただくための啓発パンフレット等を発行しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/info/gnetshia/103944.html>

【大阪府】

令和4年度「わたしらしく働くための キャリアカウンセリング」(4月～9月)

→カウンセラーがあなたのお話を伺いながら、強みや持ち味を見つけていきます。自分と向き合うことで「わたしらしい働き方」を一緒に考えてみませんか？

日時：2022年4月～9月 第2木曜、第3水曜（※8月を除く）

(1)13:00 (2)14:00 (3)15:00 各回50分間

対象：大阪府内在住・在勤の女性

参加料：無料

一時保育：木曜日のみ一時保育あり 保育料1,000円※2週間前15:00までに事前予約が必要です。（詳細はお問い合わせください。）

申込：完全予約制 御希望日の4日前までにお申し込みください。

問合先：ドーンセンター情報ライブラリー

電話：06-6910-8616

(火～土 9:30～21:30 日・祝 9:30～17:00)

<https://www.dawncenter.jp/topics/detail.php?id=148>

【岡山県】

男性相談員による男性のための電話相談

岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）では、相談員が広く様々な相談をお受けしており、毎月第2金曜日には、男性相談員による男性のための電話相談を行っています。

誰かに話を聞いてほしいことはありませんか。そんなときには、ぜひ御利用ください。（仕事、夫婦関係、健康、性、自身の生き方等、何でも相談ください。）

<男性相談員による男性のための電話相談>

原則 毎月第2金曜：17：00～20：00

専用電話：086-221-1270

<https://www.pref.okayama.jp/page/642887.html>

【広島県】

わたらしい生き方を選択するワークショップ（オンライン開催）

→令和4年3月14日（月）、エソール広島で「わたらしい生き方を選択するワークショップ」を開催しました。ゲストに森田ひとみさん（Morita キャリアプランニング代表）とファシリテーターに丸山法子さん（一般社団法人リエゾン地域福祉研究所代表理事）をお迎えし、「～家族と自分らしい生き方～」をテーマにお話しいただきました。

ゲストトークの様子をYouTubeで公開中です。ぜひ、御覧ください。

<http://www.essor.or.jp/blog/houkoku/20220318093904>

<https://www.youtube.com/watch?v=72LRKIDkDfE>

【山口県】

「女性活躍に関する経営者アンケート」実施

→働く場における女性活躍の推進に向け、産学公関係団体の代表者により結成した、やまぐち女性活躍応援団の取組の一環として、構成団体の協力を得て、令和3年9月～10月にかけて、「女性活躍に関する経営者アンケート」を実施いたしました。

本アンケートを通じ、県内の女性活躍の現状を把握し今後の施策の参考にするとともに、経営者自身に女性活躍の必要性についての理解を深めていただくことで、女性活躍の取組が拡大することを期待しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/101113.html>

【香川県】

香川県男女共同参画協働事業講演会「コロナ禍から学び継続可能な新たな人づくり」動画配信について

→評論家でNPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長樋口恵子さんに男女共同参画の視点に立った「コロナ禍から学び継続可能な新たな人づくり」をテーマにお話しいただきました。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/sankaku/topics/20211122.html>

<https://www.youtube.com/watch?v=RT2WG7Kh7zs>

■□■ 3. コラム ■□■

ワーク・ライフ・バランスを重視して転職する若者たち

株式会社ソラーレ代表 東 浩司

ワーク・ライフ・バランスをテーマにした研修講師、国家資格キャリアコンサルタント。

私は、2019 年度より厚生労働省が若年者雇用対策の一環で行う電話・メール相談事業「おしごとアドバイザー」に携わりました。現場では、コロナ禍で求人数が激減して就職で困っている方が多く、とりわけ観光や飲食業で解雇されて仕事を探している方が目立ちました。

◆残業や転勤のある会社は嫌われる

転職相談を受ける中で、20 代の方々からワーク・ライフ・バランスを問題にして退職を考えている話を度々聞きました。例えば「長時間労働で体調を崩したので、残業がない事務職に転職したい」「転勤のある会社を辞めて地元で働きたい」「経営陣がテレワークに否定的で、在宅勤務ができる仕事に変わりたい」など。今の若い世代には、これまで多くの日本企業で当たり前だった残業や転勤のある働き方が嫌われ、ワーク・ライフ・バランスが重視されている傾向にあると就職相談業務を通じて感じました。

◆「ひと昔前の仕事スタイル」は受け入れられなくなる

私は 51 歳でバブル経済の景気が良かった社会で育ち、「昨日よりも今日、今日よりも明日がきっと良くなる」といった右肩上がりの発想を持っています。会社の事業計画を立てるときは対前年度比アップの目標を掲げ、それを達成することで仕事のやりがいにつながっていました。ところが、いまの若者は日本経済が低迷する中で育ち経済成長を体感していません。転職相談の業務を通じて、若者たちが就職を希望する会社に対し求めることとして、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方に注目しているということがわかりました。

あと 10 年経つとバブル世代は 60 代になって経営の第一線から引退し、ワーク・ライフ・バランスを重視する世代が意思決定層になります。そのとき、日本人の働き方は世代交代が起きると考えられます。昭和、平成時代に若手として働いてきた 50 代以上が、「残業をすること＝仕事熱心」というような、ひと昔前の仕事スタイルで頑張り過ぎると、「あの人たちが変われなかったせいで我が社は時代に取り残された」と言われかねません。10 年後を見据えて、次世代の働き方に移行することが会社の生き残り戦略となるでしょう。

【編集後記】

総務省が 1 月 28 日に発表した令和 3 年の住民基本台帳の人口移動報告によると、東京特別区部（23 区）からの転出数が転入数を上回る「転出超過」（1 万 4,828 人）となりました。これは集計を開始した平成 26 年（2014 年）以降初めてのこととなります。ただし、東京都

の転入・転出状況を男女別で見ると、男性は転出超過であるのに対し、女性は転入者の方が多い結果となりました。

東京都の発表によると、2月の都内企業のテレワーク実施率は62.7%と1月の調査(57.3%)に比べて5.4ポイント増加しました。実施回数においても、週3日以上が51.2%と、前回(43.3%)に比べて7.9ポイントも増加しており、コロナ禍を機に生じた働き方の見直しをきっかけに本社より離れた地域へ引っ越す社員も増える傾向にあるようです。

地方からの女性の流出の原因の一つとして、地方には良質な雇用機会が少ないことが指摘されていますが、テレワークをはじめとするデジタル技術の活用により、希望に応じて居住地を選ぶことが可能になり、男女ともにより一層多様な形でのワーク・ライフ・バランスを実現することができるのではないのでしょうか。

<参考ページ>

総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告 2021年(令和3年)結果

<https://www.stat.go.jp/data/idou/2021np/jissu/youyaku/index.html>

東京都 報道発表 テレワーク実施率調査結果より

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/03/04/08.html>

本メールは送信専用メールアドレスから配信されております。

このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止はこちらから

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/unsubscribe.php>

配信先変更は上記により配信中止の後、こちらから新しいアドレスで登録

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/subscribe.php>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/index.html>